

## 「高知県糖尿病療養指導士 認定更新のための研修会」について

認定機構に申請できるのは、糖尿病に関する講習会および研修のみとなります。

これは、高知県糖尿病療養指導士の研修と単位取得の機会を多くするために設けた制度ですので、研修会を主催される方は、下記申請方法をご確認の上、ご申請ください。

### 「認定更新のための研修会」の認定基準

1. 糖尿病の療養指導および糖尿病に関わる内容を主とするもの（注 1）
2. 高知県糖尿病療養指導士の医療職種の 1 つあるいは複数をおもな対象とするもの
3. 参加が一般に公開されているもの（注 2）
4. 内容が「糖尿病療養指導ガイドブック」に反せず、高知県糖尿病療養指導士にふさわしい水準を保っているもの
5. 特定の薬剤や機器等の宣伝につながるものではないもの。企業もしくは団体が営利事業として開催するものではないもの
6. 参加の証拠となるもの（単位取得証明書）が発行されるもの（注 3）
7. 高知県糖尿病療養指導士（CDE 高知）会が共催または後援するもの

以上の認定基準を満たすものについて、単位取得を認定します。

- ・ 認定機構が主催する講習会 1 時間：1 単位
- ・ 高知県糖尿病療養指導士（CDE 高知）会が共催もしくは後援する糖尿病に関する講習会および研究会 1 時間以上：1 単位、2 時間以上：2 単位

（4 単位）

- ・ 高知糖尿病チーム医療研修会
  - ・ 日本糖尿病学会年次学術集会および地方会
  - ・ 糖尿病学の進歩
  - ・ 日本糖尿病教育・看護学会年次学術集会
  - ・ 日本病態栄養学会年次集会
  - ・ 日本糖尿病合併症学会
  - ・ 日本糖尿病対策推進会議総会
- } 発表者は 2 単位追加
- ・ 小児サマーキャンプ、ウォークラリー（高知県糖尿病協会主催）※5 年間に 1 回限り認める
  - ・ 日本糖尿病療養指導士の単位が取得できる上記以外の講習会 1 時間以上：1 単位、2 時間以上：2 単位、以後 1 時間を超えるごとに 1 単位追加

(3 単位)

- ・ 糖尿病療養指導研究会

(注 1) 研修会等の全体のうち一部分のみを独立した別の研修会として取り扱うことはできません。

あくまでも研修会等の全体が認定基準に合致するもののみを認定対象とします。

(注 2) 高知県糖尿病療養指導士のための研修会として認定するため、認定機構ホームページへの掲載は必須とします。

(注 3) 単位取得証明書は、認定機構が準備した書類を使用すること。

(認定機構の専用 PC へ直接入力の場合は、必要ありません。)

## 申請・審査の概要

### 1. 申請書提出

- ・ 「認定申請書」に必要事項を記入し、「プログラム」を添付してご提出ください。
- ・ 申請期限は開催日 1 ヶ月前必着です。  
認定申請時点で「認定申請書」、「プログラム（演題・演者・時間割等研修会の内容がわかるもの）」が整っていない場合は、「認定不可」とする。
- ・ プログラムが確定していない場合（演題・演者などの内容が「未定」「仮」「案」等の場合も含む）も「認定不可」とする。
- ・ 提出後の内容の訂正、追加提出等は認められませんので、提出の際にはよくご確認ください。また、提出した書類の控えは必ずお取りください。

※ 同一主催者による研修会が定期的に年 2 回以上開催される場合は、初回申請時に必要事項を記載して下さい。2 回目以降は「継続申請書」に必要事項を記入し、「プログラム」を添付して提出してください。継続申請でも、その回の内容が認定基準に合致しない場合は単位として認定されないことがあります。

### 2. 審査結果通知 ※概ね 1 ヶ月程度

- ・ 認定「可」となった研修会については、「認定単位数」と「承認番号」を認定申請者の [1] 申請者宛に書面で発送します。またその際に参加証等の書類も一緒に同封します。
- ・ 申請書提出後にプログラムの内容を変更された場合は実施後報告していただき、事後の審査といたします。原則として内容の変更は不可です。変更内容によっては、認定取り消しとなる場合があります。

### **3. 講習会・研修会開催**

- ・ 参加者（CDE 高知）に「単位取得証明書（参加者用）」を配布して下さい。万一、実施後に認定を取り消された場合は、研修会主催者の責任で参加者に通知して下さい。
- ・ 「単位取得証明書（登録事務用）」の提出が必要となります。  
(認定機構の専用 PC へ直接入力の場合は、必要ありません。)

### **4. その他（専用 PC 貸し出しについて）**

- ・ 認定機構の専用パソコンの使用を希望される場合は、事務局にある貸出名簿へ必要事項を記入し、使用説明を受けて頂いた後、貸し出しを行います。  
(受け渡しは事務局で直接行なうことが貸し出し条件となります。)